

全国加入促進強調月間運動が開始されます

中小機構では令和6年度加入促進計画に基づき、10月1日から11月30日までの間を「全国加入促進強調月間運動」と位置づけ、加入検討者への加入勧奨を重要な柱として制度の普及に積極的に取り組みます。特に小規模企業共済制度は、例年この「全国加入促進強調月間運動」期間以降から年末にかけて最も加入につながりやすい時期になりますので、特段のご協力をお願いいたします。

加入促進にあたって以下のツールをご用意いたしましたのでご活用ください。

紹介動画およびCM動画をYouTubeにアップロードしました

小規模企業共済制度の魅力を分かりやすく解説した紹介動画およびCM動画をYouTubeにアップロードしました。貴機関のウェブサイト等にバナーリンクを張り付けていただくとともに、制度説明等にもご活用ください。

紹介動画

30秒でわかる！小規模企業共済

動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=eJzOTijsyXg>



CM動画

知っていますか？小規模企業共済は『掛金全額〇〇〇〇』！

動画URL

<https://www.youtube.com/watch?v=TMup1mUlJCU>



宣伝広告用データや制度説明資料を配布しております

貴機関発行の定期刊行物等にご活用いただける両共済制度の広告原稿や加入検討者に向けて両共済制度についてご説明していただく際にご活用いただける資料を掲載しています。ぜひご活用ください。

共済サポートnaviトップページ上部→「委託機関の方はこちらから」→中ほど「広告データ」ページ内に掲載しております。

<小規模企業共済>

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/sad/>

<経営セーフティ共済>

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/tad/>



小規模企業共済

掛金控除証明書の発行について

●「掛金控除証明書」の発送時期およびお届け先

発送時期	対象者	お届け先
令和6年11月中旬～下旬	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月までに「現金あり」で加入し、同年1月～9月までに掛金を納付した方（当期間が前納中であつた方を含む^{*1}） 令和6年7月までに「現金なし」で加入し、同年9月までに口座振替をした方 	ご登録住所 ^{**2}
令和7年2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月～12月に「現金あり」で加入した方 令和6年10月までに「現金なし」（「オンライン」での申請を含む^{*4}）で加入し、同年10月～12月までの間に初回の口座振替をした方 令和6年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ令和5年12月以前に令和6年1月～9月分の掛金の前納をしていない方で、令和6年10月～12月にのみ掛金を納付した方 	ご登録住所 ^{**3}

- *1 令和6年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ前納掛金で令和6年中に充当するものがない場合、11月発送予定の「掛金控除証明書」は発行されません。
- *2 住所に変更があつた場合、令和6年10月11日までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を発送します。
- *3 住所に変更があつた場合、令和7年1月10日までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を発送します。
- *4 オンラインで11月以降に加入した方は、当年に控除できる金額はなく、「掛金控除証明書」は発行されません。

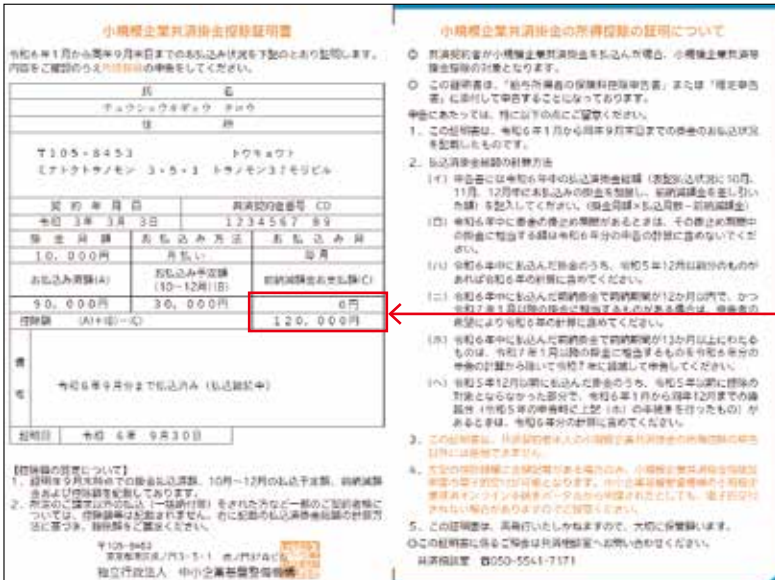
●「掛金控除証明書」の記載内容

令和6年11月発送の「掛金控除証明書」には、従来からの「掛金月額」に加え、令和6年1月～9月の「お払込み済額」、10月～12月の「お払込み予定額」、「前納減額金お支払額」、これらをもとに算出された「控除額」が記載されています。

令和7年2月発送の「掛金控除証明書」には、「掛金月額」に加え、令和6年の「お払込み済額」、これをもとにした「控除額」が記載されています。

なお、一括納付や月額変更等を申請された場合、年間の控除額を記載できないこともあります。その際は年内に払込んだ掛金総額を計算し、その年に前納減額金を受け取っていただければ、その掛金総額から差し引いて申告していただきます。

掛金控除証明書（11月発送）のイメージ



年末調整・確定申告時の記入方法 【令和6年11月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。10月～12月の払込み状況については、念のため、掛金を払込んだことが記帳された通帳等の写しを添付して申請するよう、ご案内をお願いいたします。

【令和7年2月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。

●「掛金控除証明書」の電子交付について

令和6年11月発送対象者は、11月下旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、11月下旬に一括で電子交付されます。その後は、利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了後、随時電子交付されます。

令和7年2月発送対象者は、2月中旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をし、e-私書箱との連携が完了していれば、2月中旬に一括で電子交付されます。その後は上記と同様に、随時電子交付されます。

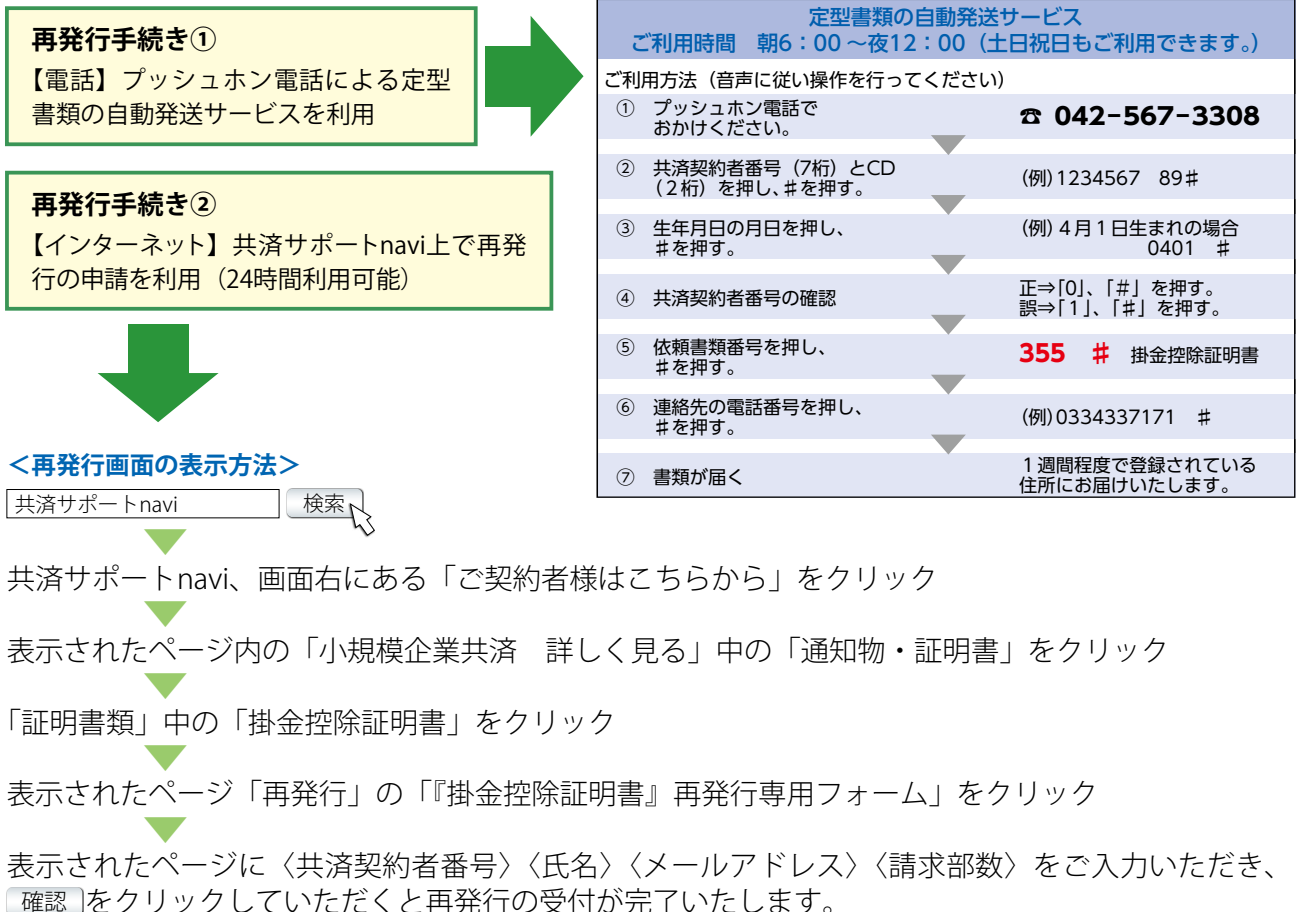
小規模企業共済

掛金控除証明書を紛失した場合(再発行)

例年、確定申告の時期を迎えますと、「掛金控除証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室（コールセンター：050-5541-7171 土日祝日を除く平日9時から17時まで）に数多く寄せられるため、電話が大変かかりにくくなり、ご不便をおかけしております。

住所に変更のない契約者様は、プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」と、インターネットによる共済サポートnavi上での再発行申請が利用可能です。インターネットによる請求は、24時間対応しており（入力項目は共済契約者番号・契約者氏名・生年月日・連絡先のみ）大変便利です。まだご存知ない契約者様へご案内をお願いいたします。

また、届出住所に変更がある場合は、共済相談室へお申し出いただくとともに、「届出事項変更申出書」のご提出をお願いします。なお、届出住所の変更はオンラインでも受付が可能です。



12月は前納集中月です

預金口座振替が確実に行われるよう、契約者にご案内をお願いいたします。

12月は小規模企業共済、経営セーフティ共済ともに、多くの契約者が掛金を前納されます。年末を控え、契約者にとっては慌しい時期を迎えることとなりますので、前納掛金等の預金口座振替が確実に行われるよう、対象となる契約者からの問い合わせがありましたらご案内をよろしくをお願いいたします。

小規模企業共済

掛金の預金口座振替日は**12月18日(水曜)**です。

小規模企業共済の掛金引き落とし方法は「毎月払い」・「半年払い」・「年払い」の3種類です。12月は掛金を年払い（12ヵ月分）で引き落としされる契約者が、多数いらっしゃいます。特に令和5年12月に加入された契約者につきましては、金融機関における口座設定の不備や、契約者の資金不足による振替不能等の理由により、令和6年12月の口座振替ができないことがありますので、契約者からの問い合わせがありましたらご案内をお願いいたします。

Q 12月の口座振替日に、残高不足で年払い分（12ヵ月分）の引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 今年（年内）は年払い分の再請求はせず、振替不能となります。翌月（翌年1月）は請求が中断され、翌々月以降の請求は次ページのとおりとなります。なお、翌年の12月（半年払いの場合は6月）には、再度12ヵ月分（半年払いの場合は6ヵ月分）の請求が行われます。

経営セーフティ共済

掛金の預金口座振替日は**12月27日(金曜)**です。

すでに契約者となっている方が前納する場合は、「掛金前納申出書」（様式㊦214）を12月5日（木曜）までに中小機構へご提出（オンライン申請の場合は12月5日の23時59分までに手続き完了）いただく必要があります。提出期限を過ぎての手続きや、振込みによる前納はできませんのでご注意ください。

Q 残高不足で引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A 前納分の再請求はせず、今年（年内）は振替不能となります。翌月は請求が中断され、翌々月に3ヵ月分の請求を行い、その後は毎月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、あらためて「掛金前納申出書」を提出いただくよう、ご案内ください。

既に共済契約者となっている方の 掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への手続き書類提出期限は、小規模企業共済制度は11月20日(水曜)まで、経営セーフティ共済は12月5日(木曜)です。

■掛金の前納手続きの要領 令和6年12月に掛金の前納を希望する場合

		小規模企業共済制度	経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)
提出書類		「掛金一括納付申請書」(様式㊸205) 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能 (マイナンバーカードをお持ちの方)	「掛金前納申出書」(様式㊸214) 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能 (gBiz IDプライムのアカウントをお持ちの方)
注意事項		記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望年月」欄は「令和6年12月」と記入してください。
中小機構への提出期限		令和6年11月20日(水曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は11月20日の23時59分までに手続き完了したもの	令和6年12月5日(木曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は12月5日の23時59分までに手続き完了したもの
掛金請求について	請求額	掛金一括納付申請書に記載の金額(掛金月額の数倍) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。	掛金前納申出書に記載の金額(掛金月額の数倍。ただし、積立限度額に達する場合等は端数あり) ※前々月(10月)までに掛金の未納がある場合は、上記記載の金額とは別に未納分の請求をします。
	12月に払込みがなかった場合の掛金請求	令和7年1月請求・・・請求は行いません。 令和7年2月請求・・・当月分と令和6年12月分 令和7年3月請求・・・当月分 令和7年4月請求・・・当月分と令和7年1月分以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。令和7年中に新たに前納を希望する場合は、再度「一括納付申請書」の提出が必要です。〉	令和7年1月請求・・・請求は行いません。 令和7年2月請求・・・当月分と令和6年12月分、令和7年1月分の3か月分以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。〉

※小規模企業共済では、掛金を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。契約者から受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』(様式㊸204)を、払込の希望月(掛金納付指定期)の前月20日(土日祝日は前営業日)までに中小機構へ提出してください。(ただしオンラインでの申込みについては20日が土日祝日であっても受付可能)「年払い」の場合は希望月(年1回)に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の6ヵ月後(年2回)にそれぞれ6ヵ月分の掛金を一括して請求します。以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度(毎回)「掛金前納申出書(様式㊸214)」を提出してください。

※オンライン申請について、提出期限の直前はアクセスの集中が予想されますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

※経営セーフティ共済で令和7年1月に前納を希望する場合、中小機構への手続き書類提出期限は令和7年1月6日(月曜)です。

その他、掛金月額変更等につきましても同様です。お手続きやご相談は、年内に済ませていただきますようお願いいたします。

**ご注意
下さい**

オンラインによる手続きや「②現金なし」による11月～12月の加入・増額申込みは所得控除の対象になりません

例年11月～12月は年末調整や確定申告を見据え、加入申込時に掛金前納や半年払い、年払いをご希望される方が多くなります。

この期間に「①現金あり」にて加入申込みをされた場合は、年内に現金（申込時前納・半年払い・年払いを含む）による支払いを行っておりますので、当該支払額は原則として、全額所得控除の対象となります。一方で、オンラインでの手続きや、「②現金なし」にて加入申込みをされた場合は、初回のご請求（口座振替）が翌年（原則、申込月の翌々月となるため、11月加入の場合は翌年1月、12月加入の場合は翌年2月）となるため、**当年（令和6年）の所得控除の対象とはなりません**（翌年の控除対象となります）。

加入申込み時に、年内に掛金を支払い、当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による加入申込みをご案内させていただきますようお願いいたします。

また同時期の掛金月額増額も同様の理由で、**当年の所得控除をご希望される場合は必ず「①現金あり」によるお申込み**をご案内させていただきますようお願いいたします（なお「②現金なし」で増額申込みや、オンラインで増額の手続きをする場合、掛金前納のお取扱いもできませんのでご注意ください）。

※10月受付であっても取次ぎの遅れ等により取扱期が11月以降になった場合、初回の口座振替は翌年1月以降となりますので、「報告遅れ」とならないよう十分ご注意ください。

例）「現金あり」・「現金なし」による加入申込み（12月申込み）の違いについて（月額7万円・年払いの場合の例）
年内のお支払い額（赤字のもの）のみが令和6年の所得控除対象となるため、「現金なし」の場合は、所得控除対象となるお支払いが発生しません。

年 月	「現金あり」による申込み	「現金なし」による申込み
令和6年12月	加入申込時、84万円を現金にて支払い (令和6年12月～令和7年11月分)	加入審査中のためお支払いなし
令和7年1月	加入審査中のためお支払いなし	同上
令和7年2月	前納期間中のためお支払いなし	初回請求（口座振替）：84万円 (令和6年12月～令和7年11月分)

※令和5年9月よりオンラインでの新規加入、増額の手続きを開始しております。

オンラインによる手続きは、すべて口座振替による納付となります。（従来の「現金なし」での手続きと同様）

令和6年の所得控除の対象とするためには10月中の手続きが必要です。

ただし、不備なく手続きが完了した cases に限ります。

加入申込時に

前納を受付けた場合の注意点

加入時の前納には、**ア** 2か月後に前納金を口座から引き落とす方法と、**イ** 申込月に中小機構が指定する口座に前納金をお振込みいただく方法があります。

ここでは、それぞれの場合について、お客さまにご案内いただきたい注意点についてお知らせいたします。

《契約申込書の前納申込欄》「14 掛金月額」100,000円とした場合

ア 初回の預金口座振替時に前納を希望する場合 (2か月後に前納金を預金口座振替により納付)

前納金は後日、預金口座振替により納めていただきます。申込時に現金による受け取りは行っていませんので、預金口座振替については、以下の注意点をご案内ください。前納金を加入申込月または翌月に損金算入させたいお客さまの場合は**イ**をご案内ください。

⚠ 初回の口座振替は申込月の2か月後です。

初回の口座振替は、通常、加入申込月の2か月後に行われます。ただし申込書の記入事項や添付書類に不備等があった場合、共済契約の締結が遅れ、初回の口座振替が2か月後に行われなことがありますので、ご注意ください。

⚠ 初回の口座振替額は記入額プラス2か月分です。

初回到口座振替される掛金は、申込月分、その翌月分、契約申込書に記入された前納分の合計となります。つまり前納分プラス2か月分となり、**上記の例では14か月分の140万円が初回の預金口座振替額**となります。また左記ただし書きの理由により初回の口座振替が3か月後に行なわれた場合は、前納分プラス3か月分となります。

イ 振込みによる前納を希望する場合 (申込月に中小機構指定の口座へ振込む)

委託機関の皆さまには、お客さまに「前納金振込口座」*をご案内いただいておりますが、同時に以下の注意点をご案内ください。

*「前納金振込口座」は、加入申込者が前納金を振込むためだけに設けられた口座です。中小機構から委託機関ごと（金融機関は支店ごと）に「三井住友銀行 しらゆり支店」の中小機構名義の普通預金口座を割り当てております。契約申込を受け付けた窓口に配布されている口座番号を正確にお伝えいただき、加入申込月の同月末までに振込むよう、ご案内をお願いいたします。

⚠ 契約者名義でお振込みをお願いいたします。

必ず契約申込書に記入した事業所（個人事業主の場合は事業主名）の名称または掛金預金口座振替申込書に記入した口座名義人名で振込んでいただき、担当の税理士など第三者名義では振込まないようご注意ください。なお、「株式会社」や「有限会社」なども必ず付けた名称での振込みをお願いいたします。

⚠ 契約申込書に記載した金額どおりにお振込みをお願いいたします。

振込手数料はお客さまの負担としております。振込手数料を差し引いた額を振込まないようご案内をお願いいたします。

⚠ 加入申込月の当月中にお振込みをお願いいたします。

お振込みによる前納を希望されている場合、契約申込書と入金を月末で締め、確認を行っております。月をまたいで振込まれた場合、確認に時間を要するため、共済契約の締結が遅れることがあります。また、前納期間が1か月減ることに伴い、前納減額金もその分少なくなります。

⚠ 振込みの控えの保管をお願いいたします。

後日、委託機関の皆さまを通じて、中小機構よりお振込みに関する照会をさせていただくことがありますので、お振込みの控えは必ず保管するようご案内をお願いいたします。またネットバンキングの場合も振込み内容*が確認できる控えのページを忘れず印刷しておくようご案内をお願いいたします。

*振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号

確定申告時に必要な書類について

Q 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A 納付した掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費*、会社等の法人の場合は損金の額に算入することができます。また前納掛金については、前納の期間が1年以内であるものは支払った日の属する年分または事業年度において、必要経費または損金の額に算入できます。

ただし令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

*個人事業の場合、掛金は、事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として、算入が認められませんのでご注意ください。

Q 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A 〔個人の場合〕

「**特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書**」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書				
(年分)		氏名 _____		
基金に係る法人名	①			
基金の名称	②			
告示番号	③	第 号	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額	⑤			

出典：国税庁ウェブサイト

〔法人の場合〕

「**特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書**」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する「**適用額明細書**」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書		別添十付	
医療又は歯科医療に係る総収入金額	1	円	円
損金算入限度額	3		
損金算入額	2		
損金算入限度額	3		
損金算入額	4		
損金算入額	5		
損金算入額	6		
損金算入額	7		
損金算入額	8		
損金算入額	9		
損金算入額	10		
損金算入額	11		
損金算入額	12		
損金算入額	13		
損金算入額	14		
損金算入額	15		
損金算入額	16		
損金算入額	17		
損金算入額	18		
損金算入額	19		
損金算入額	20		
損金算入額	21		
損金算入額	22		
損金算入額	23		
損金算入額	24		
損金算入額	25		
損金算入額	26		
損金算入額	27		

II 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書		別添十付	
基金に係る法人名	28		
基金の名称	24		
告示番号	25	第 号	第 号
当年に支出した負担金等の額	26	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27		

出典：国税庁ウェブサイト

【参考】

経営セーフティ共済のご契約者様には、毎年2月から3月にかけて「掛金納付状況のお知らせ」（掛金納付状況兼領収書）をお送りしています。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

国税庁による申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ見直しに係る 注意点について

国税庁による国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政DX）の一環として、令和7年1月より、確定申告書や開廃業等届出書等の控えへの收受日付印の押なつが行われないうこととなります。

(参考) 国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>



これに伴い確定申告書や開廃業等届出書の確認を要する両共済手続き^{*}においても、国税庁が提示している申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法に基づき、電子申告した際の受信通知などを追加で添付していただくといった対応が必要になります。本件につきましては、別途文書にて通知させていただきますのでご確認ください。

※確定申告書や開廃業等届出書の確認を要する手続き

●小規模企業共済

- ・加入申し込みに係る事務手続き
- ・共済金等の請求に係る事務手続き

- ・掛金納付月数通算申し出に係る事務手続き

●経営セーフティ共済

- ・加入申し込みに係る事務手続き
- ・共済金貸付請求に係る事務手続き

- ・契約承継に係る事務手続き

小規模企業共済

小規模共済制度「加入資格確認書」の送付について

近年、契約締結後に加入資格がなかったことが判明し、加入時にさかのぼって契約締結を取り消すという事案が増加しております。こうした現状を受け、小規模企業共済の適正な運営と加入資格を有しない者による利用の防止を目的として、令和6年10月に既契約者に対し「加入資格確認書」を送付いたします。当機構のウェブサイトにも、本件に関するお知らせおよび加入資格確認書のイメージを掲載しておりますのでぜひご参照ください。

中小機構ウェブサイト

「既契約者様への『小規模企業共済制度加入資格確認書』の送付について」

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/news/2024/rvuad1000001p7sl.html>



『事業継続力強化事業』のご案内

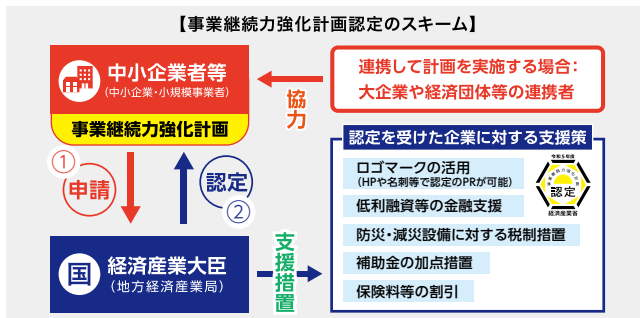
地震、水害、サイバー攻撃等への事前対策を支援します

● 事業継続力強化計画とは

2024年に入ってから能登半島地震や、宮崎県で起きた最大震度6弱の地震による南海トラフ地震臨時情報の発表等、全国各地で地震が発生しています。また台風による集中豪雨、河川氾濫等、風水害・土砂災害も多発しています。

このように自然災害がますます激化する傾向にあるなかで、感染症やサイバー攻撃等あらたなりスクも登場しており、中小企業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

そこで2019年7月に中小企業強靱化法が施行され、『事業継続力強化計画』（通称ジギョケイ）の認定制度がスタートしました。ジギョケイとは中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画をまとめたもので、経済産業大臣の認定を受けることで**低利融資等の金融支援、防災・減災設備に対する税制措置、補助金の加点措置等の支援策が活用可能**になります。中小機構ではこうしたジギョケイの普及や策定支援等を行っています。



中小企業にとって自然災害・感染症・サイバー攻撃から社員やその家族、取引先の人命の安全や会社の資産を守ることはもちろんのこと、信頼や取引を失わないために事業を継続させることはとても大切です。しかしながら、時間や人材、ノウハウの不足から事業継続計画（BCP）の策定はハードルが高く普及が進んでいません。その中でジギョケイは事前対策や初動に焦点をあてており、策定の手引きを見ながら必要事項を入力していけば完成させることができるので、BCPのはじめの一歩として比較的取り組みやすいものとなっています。認定取得のメリットのほかにも策定時に経営資源の棚卸ができたり、策定後の訓練・教育等を通じて組織が活性化したりするなど、平時の経営改善にもつながります。

● 事業継続力強化計画の認定について

事業継続力強化計画には**単独型**と**連携型**の2種類があります。単独型は自社だけで策定する計画であり、連携型は複数の企業や組合などが連携し策定する計画です。災害が発生した時には自社が一時的に操縦を停止したり、取引先が被災したりするなどで、事業の継続が難しくなります。事業継続力をより強化するためには、日ごろから取引先や同業者、地域の企業同士が非常時に備えて連携しておくことが大切であり、中小機構では特に連携型の策定を推奨しています。現在、単独型、連携型合わせて、69,996件の計画が認定を受けています（2024年7月末時点）。

また中小機構では、計画の策定からフォローアップまで専門家派遣による複数回の無料アドバイスを実施していますので、ぜひご活用ください。

✓ **選べる2種類の無料支援!**

1社単独で計画を策定する事業者様向け		複数の社が共同で計画を策定する事業者様向け	
	「単独型計画」支援 事前対策に取り組む中小企業（単独）に対して、専門家を派遣して事業継続力強化計画策定の個別支援を実施します。		「連携型計画」支援 複数の中小企業等が連携するケースに関して、専門家を派遣して連携事業継続力強化計画策定の支援を実施します。
参加企業	1事業者	参加企業	複数の中小企業等
実施回数	2回（延べ3～4時間程度）	実施回数	5回程度（進捗により変更可能性あり）

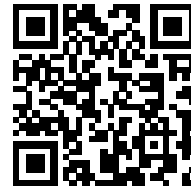
● 特設サイト：中小企業『強靱化』支援ポータルサイトのご案内

特設サイト「中小企業『強靱化』支援ポータルサイト」では、事業継続力強化計画をわかりやすく解説し、専門家派遣に関する情報や支援者の方にもご活用いただけるお役立ち情報、申請後の取り組み事例なども掲載しています。



支援ポータルサイト

メルマガ登録

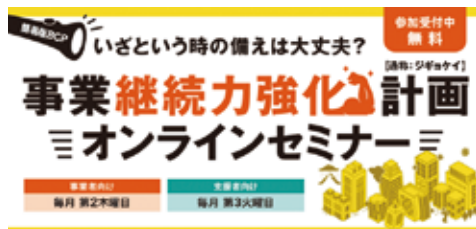


● 支援者向けセミナーについてのご案内

自然災害や感染症、サイバー攻撃など予期せぬ事態から、企業の大切なものを守るため、「事業継続力強化計画(ジギョケイ)」の策定は欠かせません。支援先に、いざという時の備えのアドバイスができていますか？

どのようなアドバイスをすべきか分からないという方を対象に、**災害対策の入門編である「事業継続力強化計画」セミナー**を開催しております。

支援先に対しての支援の幅が広がるような、防災・減災対策の必要性や計画策定時のポイント、また支援先の防災・減災力、企業価値の向上が期待できるようなジギョケイの認定メリットの情報等を提供しております。



オンラインセミナー



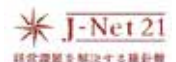
能登半島地震に関する支援情報

● ビジネス支援ポータルサイト「J-Net21」にて特設ページを開設

中小企業のビジネスを支援するポータルサイト「J-Net21」にて特設ページを設け、日々、復興支援に向けた有益な情報を配信しています。

▶ 能登半島地震に関する支援情報

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/noto/>



● ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」の活用

事業者の販路開拓・拡大を支援するためのビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」を活用し、「復旧・復興マッチングサイト」を開設し、被災企業・地域の復旧・復興ニーズを募集しています。

▶ 能登半島地震復旧・復興マッチングサイト

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/lp/noto/>



加入検討者向け制度紹介特設サイトを更新しました

中小機構では加入を検討されている中小企業主の方々に向け、分かりやすく小規模企業共済および中小企業倒産防止共済の特徴を伝えるため特設サイトを開設しております。ぜひ貴機関のウェブサイトにも当サイトのURL・バナーをリンク先として貼付していただきますようお願いいたします。

小規模企業共済 特設サイト

小規模企業共済のメリット（掛金の全額所得控除等）や、動画形式での本共済制度の説明、加入した場合のシミュレーション、加入者の実際の声などを、一つのサイトにまとめました。

<https://skynosai.smrj.go.jp>

小規模企業共済
特設サイト



経営セーフティ共済 特設サイト

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）のメリットや、共済金の貸付けに関する具体例、臨時に事業資金が必要な際に受けられる一時貸付金の説明などを、一つのサイトにまとめました。

<https://tkyosai.smrj.go.jp>

経営セーフティ共済
特設サイト



共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、共済相談室に電話でお問い合わせいただくか、中小機構ウェブサイト内の、お問い合わせフォームやよくあるご質問でご案内しております。

共済相談室 **050-5541-7171**（営業時間：平日 9時～17時）

中小機構ウェブサイト(共済制度) <https://www.smrj.go.jp/kyosai/>



編集人 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
発行所 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171（共済相談室）

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。